

平成 27 年度 門真市入札・契約制度の改正等について

本市では、これまで入札・契約制度の公正性、透明性、競争性の向上を図ることを目的として、さまざまな改正を行ってきましたが、今般、入札・契約制度のより一層の適正実施を図るため、下記の事項について、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

記

1. 最低制限価格の事後公表の試行実施(門真市公共工事の入札に係る最低制限価格の事後公表の試行に関する要綱の施行)

平成 27 年 4 月 1 日以降に公告する建設工事の一部について、最低制限価格の事後公表の試行を実施します。

2. 不当な働きかけへの対応策の実施(門真市公共工事等発注者綱紀保持規程の施行)

入札・契約制度の変更に伴い、入札情報の漏洩等による職員や参加業者等の不正行為を未然に防止できるよう、本規程を平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

〈対象となる主な行為〉

- (1) 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
- (2) 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
- (3) 非公開又は公開前における競争参加予定者、予定価格、最低制限価格（これを推測できる金額を含む。）又は技術評価に関する情報漏洩要求行為
- (4) 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

〈その他〉

- (1) 最低制限価格等を落札決定前に漏洩してはならない。
- (2) 開札前に最低制限価格等を知ろうとする行為(不当な働きかけ)を受けたときは、直ちに上司等に報告する。
- (3) 事業者等への対応は、常に公平かつ適正に行う。
- (4) 情報管理の観点から、執務室への自由な出入りの制限を行う。